

鉢盛中学校いじめ防止基本方針

松本市山形村朝日村中学校組合立鉢盛中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの定義については、文部科学省は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とし、「起こった場所は学校の内外を問わない」としている。そこで、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条第1項の規定に基づき、保護者や学校関係者等との連携を図りつつ、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を制定する。この「学校の基本方針」に基づき、学校全体でいじめの防止および早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処し、その解決に取り組む。

1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校ではこの3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図りながら生徒の実態に応じた取組を推進する。また、組合教育委員会や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」を適切に行う。

(1) 学校としての取組

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、はやしたてたり傍観したりする行為も加害行為と同様に許されないという認識を、学校全体で強く共有する。
- ・教師一人ひとりがいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインも見逃さないよう、定期的なアンケートや面談を実施する。職員間および保護者との連携を密にし、情報交換と共通理解を図る。
- ・教育相談活動の充実を図るとともに、いじめへの対症療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・いじめの早期解消に向けては、いじめ対策委員会等を中心に、全教職員が一致協力して継続的に取り組む。
- ・必要に応じて、児童相談所・警察等との連携・協力体制を構築する。

(2) 教職員としての姿勢

- ・生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、粘り強く対応する。
- ・生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、「自信」と「やる気」を引き出す指導を行う。
- ・生徒一人ひとりが自己存在感を持てるよう、温かい人間関係を基盤とした学級づくりに努める。
- ・道徳や学級活動の時間等を活用し、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関する題材を取り上げ、いじめを許さない学級風土を育てる。
- ・日頃から生徒一人ひとりの様子を観察し、小さな変化も見逃さないようアンテナを高く保ち、学級全体の雰囲気にも注意を払う。
- ・生徒の不得意な点や身体的特徴がいじめのきっかけとならないよう、違いを個性として認め合える学級経営を推進する。
- ・担任は開かれた学級経営を心がけ、問題を抱え込まず、他の教職員に協力を求めながら対応する。

(3) いじめ対策委員会の設置

学校におけるいじめの防止等に関する取組を実効性あるものとするため、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は常設の機関とし、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担う。

① いじめ対策委員会の構成

- ・生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、校長、教頭、（PTA会長）、（CS委員長）
- ・なお、必要に応じていじめ対策小委員会を開く。

② いじめ対策委員会の活動内容

- ・いじめ防止に関わる取組の計画作成
- ・いじめの実態把握
- ・いじめの対処に関すること
- ・学校と家庭、地域や関係機関との連携および施策の調整に関すること
- ・その他、いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは、どの子どもにも起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性があることを踏まえ、全教職員が一丸となって未然防止に取り組む。
- ・生徒同士、また生徒と教職員との間に信頼関係を築き、生徒が互いを認め合える人間関係や学校風土を自ら創り出せるよう指導する。
- ・教職員は、校内研修等を通じていじめの態様や特質についての理解を深めるとともに生徒一人ひとりをきめ細かく見守り、いじめの未然防止に努める。

(2) いじめ防止のための措置

①いじめに関する共通理解の促進

- ・生徒、教職員および保護者が「学校の基本方針」を理解し、いじめの未然防止の意義を共有できるよう、啓発活動を行う。
- ・校内研修や職員会議を通じて、いじめの態様・背景・指導上の留意点などを周知し、教職員間の共通理解を図る。
- ・全校集会（いじめ追放集会、年2回開催）や学級活動等で継続的にいじめ問題を取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体で醸成する。

② 道徳教育および体験活動等の充実

- ・道徳教育や体験活動を充実させるなど、教育活動全体を通じて、生徒の豊かな人間性と社会性を育む。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援し、主体的な取組を促す。
- ・生徒一人ひとりが活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を意図的に提供する。

③いじめを生まない環境づくり

- ・学習面での不安や劣等感がストレスとならないよう、わかりやすく丁寧な授業づくりを心がける。
- ・学級・学年・部活動等の人間関係を把握し、誰もが安心して過ごせる集団づくりに努める。
- ・教職員の不適切な言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように配慮する。
- ・発達障がい等について適切に理解したうえで、個に応じた指導を行う。

④生徒による主体的な取組

- ・生徒会（生活委員会によるいじめ追放集会）を中心に、生徒自身がいじめ防止・撲滅について考える活動を推進する。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で発生することを共通理解する。
- ・日常的な観察と関わりを通じて、些細な兆候も見逃さず「いじめではないか」という視点を持ち、いじめの兆候を隠したり軽視したりすることなく、複数の教職員で関わり、積極的に認知する。

(2) いじめ早期発見のための取組

①相談体制の整備

- ・生徒および保護者が安心していじめに関する相談が行えるよう、校内に「いじめ相談窓口」を設置する。窓口には教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が対応する。

- ・生徒、保護者および教職員等から、いじめの疑いに関する通報や相談があった場合には、「いじめ対策委員会」を中心に速やかに事実確認を行い、早期の解決を図る。
- ・相談電話についても周知を図り、外部相談機関の活用を促す。

②定期的な調査等の実施

- ・2か月おきに「いじめ・体罰調査」を行い、訴えのあった生徒と担任や学年職員が個別に面談を実施する。
- ・生徒対象の無記名アンケート調査を、市の調査に準じて実施し、結果を組合教育委員会へ報告する。
- ・アンケート調査実施に当たっては、いじめを受けた生徒が教室でいじめの具体的な内容について記載することの心理的負担等を考慮し、調査用紙を持ち帰るようにする。また、提出の際には、封筒に入れて担任に手渡すなどの配慮を行う。
- ・学級担任による個人面談を通じて、生徒の声に耳を傾け、悩みや不安を把握する。
- ・生活記録（あゆみ）等を活用し、生徒の変化や悩みの兆候を見逃さず、必要に応じて支援につなげる。

4 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに管理職へ報告し、学校組織として対応する。
- ・被害生徒の安全と安心を最優先に守り通すとともに、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導を行い、再発防止に努める。
- ・全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら、必要に応じて関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応を図る。
- ・正確な事実関係の把握のため、丁寧な聞き取りを行う。場合によっては録音を行うなど、齟齬が生じないように配慮する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・必要に応じて、アンケートの使用や聞き取り調査等により、事実確認を行う。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実を確認する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであるものと認めるときは、学校設置者および警察署等と連携して対処する。

(3) いじめがあったことが確認された事案への対応

①いじめを受けた生徒および保護者への対応

- ・生徒からの聞き取りを丁寧に行い、事実関係を把握する。
- ・生徒および保護者に対しては、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を明確に伝え、安心して相談できる環境を整える。
- ・聞き取りやアンケート等により判明した情報は、速やかに保護者へ報告し、即日対応を原則とする。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、適切な支援を行う。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消されたと判断される場合でも、一定期間の継続的な見守りを行い、再発防止に努める。

②いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・生徒からの聞き取りを丁寧に行い、事実関係を把握する。
- ・いじめとして認知された場合には、学校組織として速やかに対応し、謝罪の指導を含めた適切な措置を講じる。
- ・聴き取った内容については、速やかに保護者へ連絡し、事実に対する理解を得るよう努める。
- ・加害生徒が抱える問題や背景にも配慮し、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援をする。

③その他の生徒への対応

- ・状況に応じて、いじめの存在を知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるよう指導する。
- ・いじめを直接止めることが難しい場合でも、信頼できる教職員や保護者に知らせる勇気を持つことが、いじめ防止につながる行動であることを伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であると理解するように促す。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(5) 重大事態への対処

①「いじめ緊急調査会議」の設置

- ・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、学校を相当の期間欠席することを余儀なくされているなど、いじめ防止対策推進法に規定される重大事態が発生した際には、速やかに「いじめ緊急調査会議」（以下「調査会議」）を設置する。

②「調査会議」の構成

- ・調査会議は、校長を座長とし、いじめ対策委員のメンバーを中心に構成する。

※校長は、事案の内容に応じて、上記以外の者を参加させることができる。

③いじめを受けた生徒および保護者への対応

- ・調査会議による調査を行う際には、いじめを受けた生徒および保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供する。また、生徒および保護者から申立てがあった場合には、適切かつ真摯に対応する。
- ④学校の設置者および長野県への報告等
- ・重大事態が発生した時およびその調査結果については、市教委および県教委と連携、協力して重大事態への対応を行う。